

平成十四年国土交通省・環境省令第二号

自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める省令
 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される第十七条及び第十八条並びに第二十二条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める省令を次のように定める。

（対象自動車を使用する事業者による計画の提出）

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十条の規定による計画の提出は、第一号から第三号までに掲げる事項及び第四号から第六号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十条に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、三年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。

一 特定事業者の氏名又は名称及び特定自動車（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十三条に規定する特定自動車をいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地

二 事業場の概要

三 事業場別の特定自動車の状況

四 特定自動車の低公害車等への代替に関する計画

五 特定自動車に係る適正運転の実施等に関する計画

六 特定自動車の走行量の削減のための措置に関する計画

2 前項第四号から第六号までに掲げる事項に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。

3 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十三条の規定による計画の提出は、特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

（定期の報告）

第二条 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十四条の環境省令、国土交通省令で定める事項は、前年度における第一号に掲げる事項及び第二号から第四号までに掲げる事項のうち特定事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。

一 事業場別の特定自動車の状況

二 特定自動車の低公害車等への代替の状況

三 特定自動車に係る適正運転の実施等の状況

四 特定自動車の走行量の削減のための措置の状況

2 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定による報告は、毎年六月三十日までに、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

（周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の提出）

第三条 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項の規定による計画の提出は、第一号から第三号までに掲げる事項及び第四号から第七号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条に規定する周辺地域内事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、一年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。

一 周辺地域内事業者の氏名又は名称及び周辺地域内自動車（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項に規定する周辺地域内自動車をいい、同項第一号の一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有するものに限る。以下同じ。）の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地

二 事業場の概要

三 事業場別の周辺地域内自動車の状況

四 指定地区（法第三十六条第三項に規定する指定地区をいう。以下同じ。）内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替に関する計画

五 指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画

六 周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等に関する計画

七 周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置に関する計画

2 前項第四号から第七号までに掲げる事項に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。

3 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項の規定による計画の提出は、周辺地域内事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

（定期の報告）

第四条 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の環境省令、国土交通省令で定める事項は、前年度における第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。

一 事業場別の周辺地域内自動車の状況

- 二 指定地区内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替の状況
 - 三 指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況
 - 四 周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等の状況
 - 五 周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置の状況
- 2 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の規定による報告は、毎年六月三十日までに、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第五条 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者が次の各号に掲げる者である場合における法第四十一条第五項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

- 一 対象自動車（法第三十三条に規定する対象自動車をいう。）を使用する事業者
- 二 特定事業者
- 三 周辺地域内自動車を使用する事業者
- 四 周辺地域内事業者

(環境大臣及び関係都道府県知事への通知)

第六条 法第四十三条第二項の規定による通知は、受理した計画又は報告について行うものとする。

(計画書等の經由)

第七条 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十三条及び第三十四条の規定に基づく計画の提出及び報告は、それぞれ特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して、地方運輸局長に行わなければならない。

2 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十六条第一項及び第三十七条の規定に基づく計画の提出及び報告は、それぞれ周辺地域内自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して、地方運輸局長に行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から二月以内に特定事業者に該当することとなる者については、第一条第三項中「特定事業者に該当することとなった日から三月以内」とあるのは「平成十四年九月三十日まで」と読み替えるものとする。

附 則 (平成十四年六月二十八日国土交通省・環境省令第四号)

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成十五年二月二十四日国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十七日国土交通省・環境省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に改正前の第一条第一項の規定により提出された計画における同条第二項に規定する目標年次の最終日は、改正後の第一条第三項の計画期間が満了した日とみなす。

第三条 前条の規定により改正後の第一条第三項の計画期間が満了した日とみなされる日が平成十八年五月三十一日以前である計画を提出した特定事業者については、同項中「特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内」とあるのは「平成十八年八月三十一日まで」と読み替えるものとする。

附 則 (平成十九年八月二日国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十号）の施行の日（平成二十年一月一日）から施行する。

附 則 (令和四年一月二十八日国土交通省・環境省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十九日国土交通省・環境省令第二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている身分証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第五条関係）

(第1面)

第 号		立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		写 真
職 名				
氏 名				
生年月日	年	月	日生	
	年	月	日交付	
	年	月	日限り有効	
発 行 者			印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
- 6 この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。